

ASEAN の繊維産業と日本 — 中国一極集中の低下と FTA 利用 —

春日 尚雄 *Hisao Kasuga*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

福井県立大学 地域経済研究所 教授

要約

- ・日本の繊維製品の輸入相手国は中国のシェアが圧倒的に高いが、近年 ASEAN 特にベトナムからの輸入シェアが増えている。
- ・日本が繊維製品を輸入する場合、GSP と EPA の原産地規則が異なり、また ASEAN 各国との二国間 EPA と包括的 EPA では国別に合意内容が異なっている。
- ・ASEAN 各国の繊維産業は、自国中心に生地を調達できるのはタイ、インドネシアの二カ国であり、ベトナムなど後発加盟国は縫製業など川下工程に特化している。
- ・日系繊維関連企業の FTA/EPA 利用も進み始めており、ASEAN ではタイを中心にサプライチェーンが構築されているケースも見られる。

はじめに

繊維製品の中国から日本への輸入は、現時点で比率的には高いがシェアが近年漸減傾向にあり、替わって ASEAN からの輸入が拡大しつつある。ASEAN を含む海外からの繊維

製品輸入に際して、関税の減免を受けるためには後発開発途上国向けの特惠関税 (LDC-GSP) 利用や、ASEAN 各国との二国間 EPA、包括的 EPA (AJCEP) の利用がおこなわれている。繊維製品に関しては原産性の判断が関税品目別に異なるなど他製品

に比べて複雑となっており、川上、川中、川下の各工程で各国においてどのような部材が生産、調達され加工されているかの工程基準を理解して制度を利用する必要がある。中国において人件費などが上昇している現状があることから、FTA/EPA の利用が進むことで、特に労働集約的な川下工程（縫製業）についてはベトナムなどを中心に先進国向け輸出生産拠点が移動し始めていることが推測される。

1. 日本の繊維製品輸入先の推移

日本が輸入している繊維製品¹の相手国別の輸入額、シェアの推移は下記の通りである。中国からの輸入が圧倒的なシェアを持っており約79%（2012年）を占めている。但しASEAN 各国からの輸入は増加傾向にあり、ASEAN 合計のシェアは10%を超えてきている。中でもベトナムからの輸入が急増しており、個別国別でも中国に次いで2番目の輸入相手国となっている。アジア以外からの輸入についてはイタリアが最も多いが、高級品を中心とした衣類が主であると考えられる。

表1 日本の繊維製品主要輸入相手国と輸入額の推移

(百万ドル)

国・地域	2012年	シェア	2009年	シェア	2006年	シェア
世界	36,132	100.00%	27,138	100.00%	25,019	100.00%
中国	28,427	78.70%	23,349	86.00%	20,798	83.10%
ASEAN10	3,898	10.80%	1,785	7.60%	1,300	5.20%
ベトナム	2,301	6.40%	1,113	4.10%	685	2.70%
インドネシア	683	1.90%	184	0.70%	171	0.70%
タイ	493	1.40%	304	1.10%	287	1.10%
イタリア	829	2.30%	718	2.60%	962	3.80%

(注) SITC分類(“Textile”)による。ミャンマー、バングラデシュは統計なし。

(出所) RIETI-TID2012より筆者作成。

中国が圧倒的なシェアを持つに至った背景として、アパレル業界で言われる1990年以降の「暫8」（関税暫定措置法第8条）を利用した、日本から生地を輸出、中国で縫製加工後の衣料品の輸入関税減免を前提とした「持ち帰り」加工貿易があった。ピーク時には日本から中国へ約3,000億円の生地輸出があったとされる。中国における川上、川中工程が充実することで、安価な中国製生地に代替されるなど「暫8」は縮小傾向にある²。現在では中国における加工賃などの上昇が著しいため、川下の縫製工程はベトナムを中心に生産移転が部分的に進みつつあると考えられる。

中国集中のもう一つの背景として、繊維産業の盛んな北陸地域の調査によると、海外拠点の設置先の国が全国平均と北陸三県を比較すると、北陸企業が中国において拠点を設置する割合が極めて高いとのデータがある³。これは川上工程にあたる原糸メーカーの中国への生産拠点設置が影響していると考えられる。

2. 日本の繊維品輸入関税にかかわる基準

アジア新興国への生産移転にともない、日本のような先進国において輸入させる繊維製品の関税の減免受けるためには、①発効済みのFTA/EPAの利用、②GSP（一般特惠関税）の利用が考えられる。またCLMのような所得の低い発開発途上国においては、LDC-GSP（特別特惠関税）が適用される。

この際、特惠原産地規則（基準）の要件が大きな意味を持ち、迂回輸入などを防止し協定に基づく特惠貿易を運用することが重要となる。原産地決定方法として、①関税番号変更基準で繊維製品においては「緩やかなルール」とされる1工程基準は縫製のみで良い、2工程基準は製織（生地）・染色以降の工程を締結国で要生産、最も厳格な（米国のFTAで見られる）3工程基準（ヤーンフオーワード）は製糸以降の工程が締結国で要生産、となる。またもう1つの要件として、②付加価値基準は一定の付加価値（コスト）が加わったかで原産性を判断するものである。

表2 日本の品目別繊維製品輸入関税率と特惠・AJCEP 税率適用の原産地規則

	MFN 税率	GSP 税率	LDC- GSP 税率	GSPの 原産地規則		EPA 税率	AJCEPの 原産地規則	
				工程数	具体的工程		工程数	具体的工程
織物 (HS50-55)	ゼロ・ 12.60%	ゼロ・ 8%	ゼロ	2	繊維・糸・織物	ゼロ	2	繊維・糸・織物
HS50-60			ゼロ	品目別	品目による	ゼロ	品目別	品目による
ニット製衣類 (HS61)	5・ 10.90%	GSP 対象外	ゼロ	2	糸・織物・衣類	ゼロ	2	糸・織物・衣類
布帛(ふはく) 製衣類 (HS62)	5.4・ 12.80%	GSP 対象外	ゼロ	1	織物→衣類	ゼロ	2	糸・織物・衣類
繊維製品 (HS63)	ゼロ・ 10.90%	ゼロ・ 6.32%	ゼロ	3	繊維→糸→ 織物→繊維 製品	ゼロ	2	糸・編物織物 ・繊維製品

(注) GSP 税率には一部例外(ゼロ関税もしくは対象外)の品目あり。

ニット製衣類の GSP 原産地規則は 1 工程に変更される予定あり。

(出所) 明日山陽子 [2014] p.215 より。

上記は日本の GSP と AJCEP(日アセアン EPA) の原産地規則を比較しているが、繊維製品の品目によっては工程基準が異なる場合がある。EPA (AJCEP) の原産地規則では工程数がほぼ 2 工程で統一されているのに対して、GSP では HS コードの異なる品目では 1 工程から 3 工程と違うケースがある。また GSP については、日本は一般 GSP の特惠受益国

(対象国) は 145 カ国、LDC-GSP の特惠受益国は 48 カ国となっている⁴。GSP の制度は日本、EU、米国において異なった運用がされている。また EPA と違い GSP は特惠受益国の所得水準などにより、特惠の適用除外とする「卒業規定」が設けられているが、この規定についても日本、EU、米国で異なっている⁵。

表3 日本とASEAN各国のEPAによる繊維分野の合意内容

		ASEAN6 + ベトナム							CLM3 カ国		
		SIN	MAS	THA	INA	BRU	PHI	VIE	CAM	LAO	MYA
二国間 EPA	関税 譲許	即時撤廃						*1	二国間 EPA なし 日本向けは LDC-GSP の適用		
	原産地 規則	2 工程基準を基本とした品目別規則 (PSR)									
AJCEP	関税 譲許	即時撤廃					*2	*3	大半の品目が 10-18 年後に関税 撤廃 (一部例外あり)		
	原産地 規則	2 工程基準を基本とした品目別規則 (PSR)									

(注) 関税譲許 (自由化) の記載は ASEAN 相手国の輸入関税について。日本側は即時撤廃。
インドネシアは AJCEP に合意はしているが、発効はしていない。

*1 大半の品目が 10-12 年後に関税撤廃

*2 一部の品目で 4-10 年後に関税撤廃

*3 大半の品目が 10-15 年後に関税撤廃

(出所) 伊集院 [2011] (原資料) 経済産業省。

一般規則として日本と ASEAN 各国で締結された EPA の原産地規則は、①関税番号変更基準 (CTC) もしくは、②付加価値基準 (RVC)、が適用される。品目別規則 (PSR) では、関税番号変更基準もしくは加工工程基準 (SP) (ここでは 2 工程基準) のいずれかを選択することになる。また関税番号変更基準における救済措置として原産地規則の特別規

定であるデミニマスルールがあり、繊維分野 (HS50-63) では僅少の非原産材料の重量が製品の 7% 以下の場合、原産判定の際に考慮しなくて良い⁶。

繊維分野において、ASEAN 各国との二国間 EPA と ASEAN との包括的 EPA (AJCEP) の並列的な存在については、二国間 EPA は日本製素材を使った持ち帰り加工に利用でき、

また AJCEP は ASEAN 域内の中間財移動を前提に、川上、川下工程の強い国からの素材供給と、加工賃の安い CLM における縫製といった分業に利用するなどの使い分けも可能であろう。

3. ASEAN における繊維産業概観

ASEAN 諸国を中心に繊維産業を概観した場合、インドネシア、タイの 2 カ国は川上（天然・化学繊維の製造、紡績）、川中（織布・編立、染色・プリント・仕上げ加工など）、川下（衣類やその他繊維製品の縫製）の工程について国内で一貫した生産

をおこなう体制をもっている。インドネシアは ASEAN 最大の合成繊維生産国であり、国内需要向けが多くなっている⁷。タイは輸出向け縫製品の競争力が低下する一方⁸、自動車産業向け用途が増えている。インドネシア、タイ以外の ASEAN8 カ国は川上、川中の工程について国内需要を賄うことができないため輸入に頼ることになるが、特に生地については中国が主要な供給国となっている。後述の原産地規則 2 工程基準を満たすため生地を自国内で調達できるのは中国、韓国、台湾の他、ASEAN ではインドネシア、タイであり、その他の国は主に輸入に頼ることになる。

表 4 東アジア各国繊維産業の工程別競争力と主な輸出入先

	川上	川中	川下	生地の供給元	衣類の輸出先
インドネシア	◎	◎	◎	国内、中、韓、香	米、独、日
タイ	◎	◎	◎	国内、中、台、韓	米、日、独
マレーシア	○	○	○	中、台、尼、日	米、独、日
フィリピン	△	△	○	中、韓、台	米、日、独
ベトナム	○	○	◎	中、韓、台、日	米、日、韓
カンボジア	×	×	○	中、台、香	米、英、加
ミャンマー	×	×	△	中、泰、韓、日	日、韓、独
ラオス	×	×	△	泰、中、馬	英、独、米
シンガポール	△	△	△	中、馬、泰	尼、米、馬
ブルネイ	×	×	×	----	
中国	◎	◎	◎	国内、日、台、韓	米、日、香
韓国	◎	◎	○	国内、中、越、日	日、中、米
台湾	◎	◎	○	国内、中、日、韓	米、英、UAE

(注) 川上：繊維製造、紡績、川中：織布・編立、染色・プリントなど、川下：縫製（衣類その他製品）

(出所) 明日山陽子 [2014] p.207 より。

ベトナムには川上、川中工程があるが、川下工程の縫製業により競争力がある。衣類輸出額が伸びており、現在 ASEAN 最大である約 150 億ドル（2012 年）となっている（図 3 参照）。CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）の 3 カ国は、川上、川中工程をほとんど持たず、委託加工型の輸出向け縫製業に集中している。このうち韓国系、中国系縫製業企業が集中するカンボジアの衣類輸出額は 43 億ドル（2012 年）となっており、カンボジアの総輸出額の 50% 以上を占めている。今後 ASEAN 各国における人件費レベルの高騰も考えられるが、より労働集約的な川下工程の縫製業が低コスト指向がより強いことから、ASEAN 域内ではベトナム、カンボジアに次いで今後はミャンマー、ラオスといった国に縫製業が進出する可能性が高い。

＜参考＞ASEAN 各国の繊維産業と他産業の輸出競争力（RCA）と輸出額推移
 各国の繊維産業とその他産業の輸出競争力を示すため、RCA（顕示比較優位指数）が 100 以上であれば輸出

競争力があると判断する。また横軸には時系列の輸出額を示しており、その産業が輸出において成長産業か衰退産業なのかも同時に分かるようにしてある。

RCA 指数＝

$$(X_i^k / X_i) / (X_w^k / X_w) \times 100$$

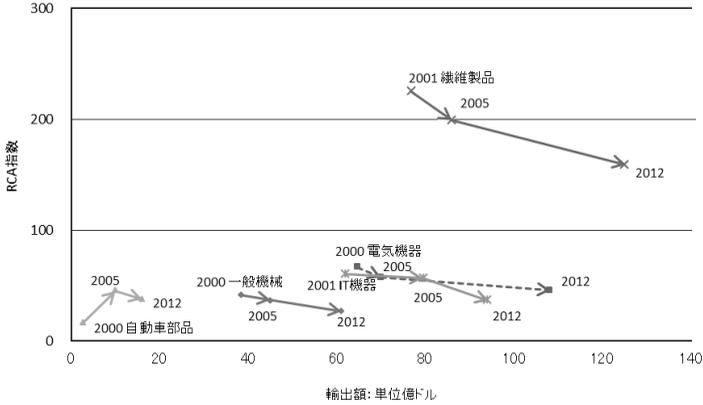
ここで (X_i^k / X_i) は、i 国の総輸出に占める k 財の割合、 (X_w^k / X_w) は、総世界輸出に占める k 財の割合を示す。

ここではインドネシア、タイ、ベトナムの 3 カ国を例として取り上げている。インドネシアにおける繊維産業は主要輸出産業であり、輸出額が増大している。他の工業製品は ASEAN 各国のような外資誘致輸出指向型の傾向は示しておらず、むしろ内需型である。しかしながらインドネシアの輸出に占める資源の比率は 40% 以上であり、RCA 指数の定義から輸出競争力として低く示されることになる。タイにおける繊維製品の輸出額は増大傾向にはないが、70 億ドル程度を維持している。タイは自動車、IT 機器などの輸出の伸張が著しく、今後労働集約的な繊維製品の川下工程は相対的に縮小してゆくと考えられる。ベトナムは ASEAN

の中で最も顕著な繊維製品の輸出拡大が見られる。一方他の産業では韓国サムスの大型投資以来、IT 機器

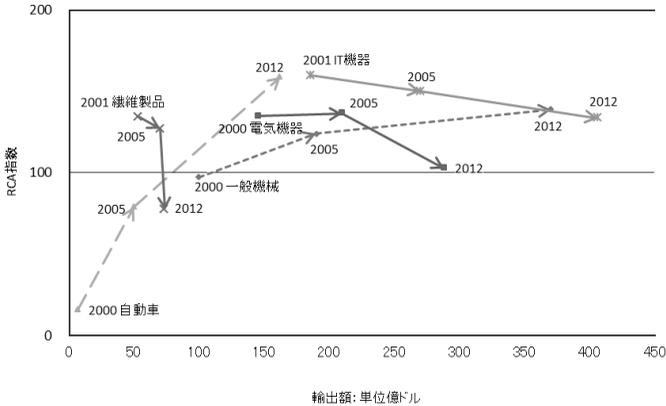
(スマートフォン) の輸出額が繊維製品をしのぐ伸びを示し最大の輸出品目となっている。

図1 インドネシアにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



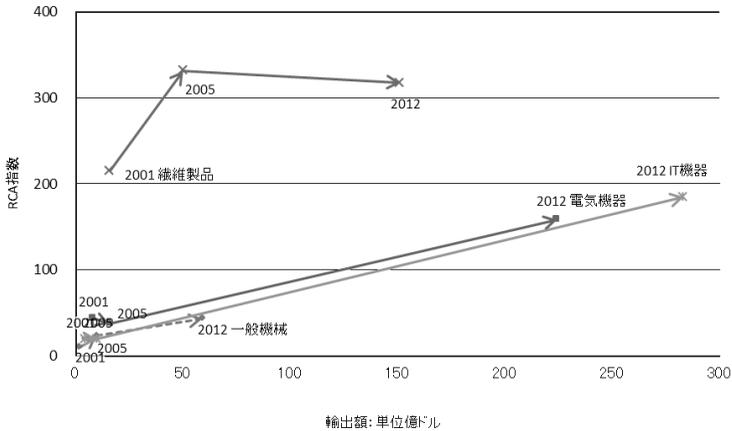
(出所) 春日 [2014] (原資料) ITI 財別国際貿易マトリックス (2001 年版~2009 年版)、UNCOMTRADE より作成

図2 タイにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



(出所) 春日 [2014] (原資料) ITI 財別国際貿易マトリックス (2001 年版~2009 年版)、UNCOMTRADE より作成。

図3 ベトナムにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



(出所) 春日 [2014] (原資料) ITI 財別国際貿易マトリックス (2001 年版～2009 年版)、UNCOMTRADE より作成。

4. 繊維関連企業による FTA/EPA 利用例

海外展開をおこなっている繊維関連企業は、どのように FTA/EPA を利用、活用しているのだろうか。繊維産業の集中する北陸地域で福井県に本社をおく A 社は、東証 1 部上場、連結売上約 1,000 億円、グループ企業約 6,000 名（そのうち海外 3,000 名）の企業である。事業内容は、創業時の繊維品の染色事業から多角化発展し、自動車用シート材、ファッション系繊維製品、電磁波シールド

材、ハウジング材。マットレス、化粧品、といった製品に広がりをもつ。このうち自動車用シート材は事業の約半分を占め、国内トップシェアである。

海外生産拠点はタイ、中国、ブラジル、米国、インドネシア、インドにありグローバル化が進んでいる。自動車用シート材が主事業であることから、海外拠点も日系自動車産業の海外展開との関連が大きくなっている。FTA/EPA については日本からの輸出、日本への輸入、海外拠点同士の利用に実績がある。

表5 A社の国内外生産拠点間におけるFTA/EPA利用実績

輸入国 輸出国	日本	タイ	インド	インドネシア	中国	アメリカ
日本		日タイ △	日インド 実績なし	日インドネシア △	未締結	未締結
タイ	日タイ ○		AIFTA △	AFTA ○	ACFTA 実績なし	未締結
インド	日インド 実績なし	AIFTA 実績なし		AIFTA 実績なし	未締結	未締結
インドネシア	日インドネシア 実績なし	AFTA 実績なし	AIFTA △		ACFTA 実績なし	未締結
中国	未締結	ACFTA ◎	未締結	ACFTA 実績なし		未締結
アメリカ	未締結	未締結	未締結	未締結	未締結	

(注) 国名は海外拠点設置国。◎○△は利用実績のある場合、物量の大きさを示す。
 (出所) A社からの情報提供に基づき筆者作成。

A社の日本および海外の6生産拠点間の取引(30通りの組み合わせ)のうち、FTA/EPAを利用しているのは7ケースであった。このうちタイを輸出入国とするのが5ケースで最も多い。日本-タイ、日本-インドネシアの取引には、AJCEPではなく二国間EPAが利用されている。FTA/EPAを利用した取引の品目は、①原料、②中間財(原糸・生地など)、③中間財(加工品)に分けられる。最も物量が大きかったのは、中国を輸出国、タイを輸入国としてACFTA

を利用した取引で、品目は中間財(加工品)に当たる。

北陸の繊維業界の中でA社は大手企業であり、川中工程にあたる製品を中心とし主たる顧客が自動車関連産業となっている。そのため同社の海外事業は、日系自動車メーカーのグローバル展開とも大きな関連を持ち、そのサプライチェーンの一部を構成している。こうした状況から、FTA/EPAの利用については情報へのアクセスなどが比較的容易であったとも言える。一方、繊維業界の中で

もアパレル・衣料を最終製品とする、特に川下工程に特徴をもった企業は相対的に小規模な企業が多く、海外取引におけるFTA/EPAの利用度、利用方法については不明な点が多い。

おわりに

繊維産業の海外展開を概観するといくつかの特徴が見られた。①繊維産業独特の工程の分業構造から、川上工程の企業の海外進出に川中、川下工程の企業が追随しており、現時点では中国が主力である。②労働集約的な川下工程は日本企業に限らず、ベトナムなどASEAN諸国への生産の分散がおこりつつある。③業容が多角化し大企業である繊維企業は、ASEANを中心としたFTA/EPAの利用が生産拠点間で活発化しており、そのハブとなっているのはタイであるケースが見られた。

2015年末を予定しているASEAN経済共同体の創設は、企業立地の流動性をより高める可能性がある。CLM3カ国への川下工程の縫製業などの分散は、人件費などコストの面から今後も進むであろうと考えられ

る。こうした軽工業の国際分業のシフトは、経済発展の遅れたCLMにおける工業化の初期段階に貢献すると予想される。

<参考文献>

明日山陽子「ASEAN 繊維産業の現状と北陸企業のビジネス機会」北陸 AJEC

『ASEAN 経済の動向と北陸企業の適応戦略』北陸 AJEC—アジア経済研究所連携研究事業報告書、2014年。

伊集院秀樹「EPA とビジネスチャンス（繊維分野を例にした EPA の活用について）」EPA 特定原産地証明書発給セミナー資料、2011年。

春日尚雄『ASEAN シフトが進む日系企業—統合一体化するメコン地域—』文眞堂、2014年。

椎野幸平「アジア新・新興国への進出とGSPの活用」ジェトロ、2013年。

北陸環日本海経済交流促進協議会（北陸 AJEC）ほか『ASEAN 経済の動向と北陸企業の適応戦略』北陸 AJEC—アジア経済研究所連携研究事業報告書、2014年。

- 1 このうち約8割が衣類と考えられる。
- 2 暫8では縫製価額部分に課税されていた関税10%が、EPA（日越、AJCEP）の

発効によって 0%になったことも一つの理由。

- 3 北陸 AJEC [2014] および福井県立大学調査による。全国平均は中国への海外拠点設置数は全体の約 30%であるが、北陸企業では 50%を超えている。
- 4 権野幸平 [2013]
- 5 「国別卒業」「品目別卒業」があり、世

界銀行の国別所得分類、特惠輸入額やその世界シェアなどが日本、EU（新 GSP 制度）、米国で基準として設けられている。

- 6 日タイ、AJCEP においては 10%。
- 7 北陸 AJEC [2014] p.218。
- 8 次項参考を参照のこと。